に関する国の方針、教職員やPTAの取

事故の状況や教育の現場、交通安全教育

これまで5回にわたり、

高校生の交通

組みを紹介してきた。



連載:第6回(最終回) 高校におけるこれからの交通安全教育

実効性ある交通安全教育のための提言

いのです」。

その後の人生に及ぼす影響が大きい。 を抱えることになります。特に高校生は、

にキズがつくだけでなく、

精神的な負担

事故の加害者になれば、自分の経

賠償責任は生徒自身に事故の加害者になると

交通安全教育について提言をしていく。

かし、それを理解している高校生は少な



弁護士・高山俊吉さん

百万円になるのが普通です。当然、高校 ば賠償金額は数千万円、傷害事故でも何 分割払いということになります。 私は10 づかないことも珍しくなく、後になって 故の直後は気が動転していて、痛みに気 生に指導しておくべきだと指摘する。事 起こしたりした時の正しい対応も、高校 高山さんは、事故に遭ったり、事故を

利用者から、『ごめんなさい。大丈夫』 側も注意が必要です。過失がある自転車 で負担することになる。 らなければ、治療費などは、すべて自分 ないそうだ。しかし、事故の相手がわか から交通事故を警察に届ける人が少なく 「クルマ対自転車の場合、ドライバー

の映像だけを編集させる。そして、

な行動をとっているのかを記録させるの

危険と思われる行

知らないと な負担を背負う人を何人も見てきました 代から20代という時に、こうした経済的 く思います」。 ため、自転車も保険に入ってほしいと強 て、逃げてしまうことがあります。その が、最後まで賠償責任を果たせた人は多 自分が不利益を被る くはありません。保護者も責任を放棄し

わずかで、賠償責任は多くの場合、本人

が負うことになります。死亡事故になれ

ると、保護者の責任が問われるケースは

ていないケースが多い。これまでの裁判

「残念ながら、自転車は保険に加入し

での判例の適用をみますと、高校生にな

者になった場合の問題点として、被害者

への補償が困難になることを挙げる。

高山さんは、高校生が自転車事故の加害

数々の交通事故の裁判に関わってきた

安全意識を育てる 目発的な経験が

て、次のような取組みを提案していると 自らの行動変容を促す交通安全教育とし 高山さんは高校で講演を行う時、

通安全教育から、社会の安全に自分がど

この手法は、それまでの自分を守る交

教育へと発展させることをねらっている のように関わるかを意識させる交通安全

高校周辺には危険と思われる交差点

に、その交差点を長時間、目立たないよ が何ヵ所か存在するはずです。生徒たち いるクルマ、自転車、歩行者がどのよう うにビデオ撮影させる。そこを通行して に参加することが重要です」と、高校で の交通安全教育の深化に期待する。 す。そういう意味でも、高校の先生方や あわずに人生を送れることを願っていま 関心を持つことで、多くの方々が事故に 保護者の皆さんが主体的に交通安全教育 高山さんは「生涯を通じて交通安全に

まうからです。多くの中学生・高校生は 務違反いわゆる「ひき逃げ」になってし 用者がケガをしていたら、救護・報告義 権利意識がまだ希薄ですから、その場の ってはいけません。もし、その自転車利 す』などと答えてしまいがちです」。 気分でドライバーに謝ったり、『大丈夫で いわれたからといって、その場を立ち去

全対策をまとめる。そして、警察署や自 みんなで何が問題か、どこを改善すれば 思っていた交通安全が自分たちの問題に 治体にその意見を聞いてもらう。もちろ いいか、話し合って、自分たちなりの安 なるのです」。 かないのかを考えることで、他人事だと 上ですが、実現しなくてもなぜ簡単にい ありません。要望が受け入れられれば最 ん、その意見が簡単に実現するわけでは にいなかった生徒に、その映像を見せ

■当コーナーの振り返り

テーマ

第1回 高校生の交通事故の 実態と課題

高校生年代(16~18歳)は自転車乗用中の交通事故死 傷者数が他の年齢に比べて多い(ワースト1位は16歳・ 平成20年)。事故の6割は登下校中に起きている。 その一方で、高校年代では交通事故統計には表れない 「大丈夫だ事故※1」も存在している。

内容

も交通安全に関する講演を長年行ってい

る弁護士の高山俊吉さんの意見と、当コ

・ナーの締めくくりとして、高校生への

その悲惨さを熟知しているほか、高校で

今回は、交通事故事案に数多く携わり

第2回

高校の交通安全教育の現場

生徒へのアンケートなどを実施し、生徒の事故体験やヒ ヤリハット体験などを把握しておくことが、適切な指導 には欠かせない。指導においては、事故が自分に与える 影響を考えさせることや、生徒の危険予測能力を養うこ とが必要である。

第3回

交通安全教育に対する 国の方針

平成25年度から実施される新しい高等学校学習指導要 領では、交通安全を含む「安全」に関する指導を適切に 行うよう努めることが追加された。学習指導要領に基づ く安全学習、行事やホームルームにおける指導と合わせ、 登下校時の声かけなど、教育活動全体を通じて行うこと が求められている。

第4回

指導者養成の現場から

高校には交通安全の専門知識を持った教職員が少ない。 (財) 日本交通安全教育普及協会では、さまざまな研修 を通じて効果的な指導方法を伝えるとともに、教職員に 生徒の交通安全に対する問題意識を高める取組みを展開 している。

第5回

交通安全教育における PTA の役割

交通安全教育においても、PTAは学校、家庭、地域社会 の核としての役割を果たす役割がある。教育のベースと なるのは、「子どもを事故から守る」という思いと、保 護者と子どもとの日々のコミュニケーションである。

※1 大丈夫だ事故=事故に遭ってしまったが、その直後は自分の身体に問題がなかったので「大したことはない」 と判断し、学校や警察へ連絡をしなかったケースを指す。

SJ編集部からの提言



高校入学後に自転車を基本とした 交通安全教育を

高校生年代(16~18歳)は、特に自転車乗用中の交通 事故死傷者数が他の年齢に比べて際立って多い。通学や日 常の移動の手段として自転車を利用している高校生が多い ことから、自転車乗用中の事故防止は重要なテーマであり、 入学直後から指導していくべきである。

また、交通安全指導に携わる現場の先生からは、最近の 高校生の危険予測能力の低下も指摘されている。生徒たち が安全な生活環境で成長してきたことをふまえ、目に見え ない危険を想像させる危険予測トレーニングなども指導に 取り入れていく必要がある。こうした教育をきちんとやる ことは、生徒が成長し、二輪車や四輪車の運転者となった 時にも活きてくるはずだ。



生徒の実態に即してPDCAサイクル^{※2}を 回し、交通安全活動を進化させる

当コーナーで紹介した高校では、交通安全教育の取組み を始めるにあたり、生徒に「交通安全アンケート」を実施。 それをもとに年間の教育計画を立案した。自転車での登下 校時のヒヤリハット体験が多いことから、生徒自身による ハザードマップづくりなどを盛り込んだ。さらに、「大丈 夫だ事故※1」を経験した生徒もいたことから、事故時の 対応についても指導を行ったという。生徒の実態を把握す ることで、解決すべき課題が見えてくるのである。

指導した後には、生徒への実態調査や意識調査によって 教育内容を評価し、教育計画の見直し、改善を図っていか なければならない。

※2 PDCA サイクル=Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (見直し) を繰り返すこと。



「生徒の命を守るため」 教職員、保護者も 一体となって交通安全への理解を深める

教育計画を立てても、生徒への指導は一部の教職員、あるいは 警察や自治体に任せてしまう高校も少なくないだろう。しかし、 交通安全教育は粘り強く、繰り返し指導していかなければ効果は 出ない。そこで、身近に接している教職員や保護者が交通安全へ の理解を深め、生徒をサポートしていく必要がある。

また、生徒が加害事故を起こしてしまった場合に備えて精神的 ケアはもちろん、補償制度に加入するなど金銭的な面でも教職員 や保護者が考えておかなければならない。

そして、すべての教職員と保 護者が学校を取り巻く地域とも 連携し、生徒に自分の命を守る ということにとどまらず、交通 社会の一員であることを意識さ せるための教育をめざしていく べきである。

